

一般社団法人日本てんかん学会 専門委員会規則

(目的)

第1条

この規則は、一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という。）の定款第33条に定める委員会の業務、構成及び運営に関し必要な事項を定める。

(名称及び職務)

第2条

本会の専門委員会の名称及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

第3条

- 1 専門委員会は、委員、委員長で組織（細則で特に定めない限り20名以内）し、必要に応じて副委員長を置くことができる。
- 2 委員長は、代表理事が理事の中から委嘱し、委員会を統括する。
- 3 委員は、委員長が評議員の中から推薦し、理事長が委嘱する。ただし、委員長が、必要があると判断した場合には、評議員でない会員を推薦することができる。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から推薦し、理事長が委嘱する。副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは委員長の業務を代行する。
- 5 委員は原則として3つの委員会を越えて複数担当することはできない。

(運営)

第4条

- 1 専門委員会の議事は、委員（委員長を含む）の過半数が出席（委任状による出席を含む）のうえ、出席者の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じて、書面または電子媒体等を用いた議決を行うことができる。この場合、構成員の過半数をもって決するものとする。

(委員の任期)

第5条

- 1 原則的に委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが通算4期までとする。
- 2 委員の年齢は原則として65歳以下とする。

(アドバイザー)

第6条

- 1 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者をアドバイザーとして会議に出席させ意見を述べさせることができる。
- 2 アドバイザーは必ずしも会員である必要はない。
- 3 アドバイザーは年齢制限を設けないものとする。

(外部委員)

第7条

専門委員会は、必要があるときは、理事会の議決を経て、外部委員を委嘱することができる。

(小委員会)

第8条

- 1 専門委員会は必要に応じ理事会の承認を経て、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会には委員長の推薦にて小委員会委員長を置き、小委員会の業務を総括する。
- 3 小委員会委員長は必要に応じて副委員長を置くことができる。
- 4 小委員会の任期は2年とし、再任を妨げない。

(ワーキンググループ)

第9条

- 1 専門委員会および理事長は、特定の計画の推進のために理事会の承認を経て、アドホック・ワーキンググループ(WG)を設けることができる。
- 2 WGには委員長および理事長の推薦によりWG長を置き、その業務を総括する。
- 3 WGの担当理事は、専門委員会委員長(担当理事)および理事長がこれを兼ねる。
- 4 設置目的が完了したとき、理事会の承認を経て解散する。

(報告)

第10条

専門委員会は委員長(担当理事)を通じて、委員会の審議内容及び活動状況を理事会、社員総会に報告する。

(議事録)

第11条

- 1 専門委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者

2 議事録は、日本てんかん学会事務局が書面または電子媒体等で保管する。

(委任)

第12条

専門委員会に関し定款及びこの規則に定めのない事項は、委員長（担当理事）が理事会の承認を経て、委員会細則として定めることができる。

(規則の変更)

第13条

この規則の変更は、理事会の決議により行う。

2021年8月29日 制定

2022年9月21日 改定

(別表) 専門委員会の名称及び職務

長期計画委員会	英文ジャーナル委員会
国際担当委員会	ガイドライン作成委員会
医療費問題検討委員会	利益相反委員会
社会問題検討委員会	定款改定委員会
薬事委員会	選挙委員会 選挙管理委員会を含む
てんかん専門医委員会	倫理委員会
てんかん専門医試験委員会	基礎研究推進委員会
てんかん学教育委員会	男女共同参画委員会
分類・用語委員会	VNS・SEEG 資格認定委員会
資格審査・広報委員会	てんかん専門医療施設検討委員会
「てんかん研究」編集委員会	移行期医療検討委員会